

(平成23年12月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から53年3月まで
20歳になったときに、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も母親が納付してくれていた。未納となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年4月23日に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したものと推認でき、この時点では、申立期間の一部（昭和44年10月から51年12月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとするその母親から聴取しても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことがうかがえる具体的な証言は得られない。

さらに、申立期間は102か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月、同年 7 月から 51 年 4 月までの期間、同年 7 月、同年 8 月、52 年 1 月から同年 5 月までの期間、53 年 8 月及び 54 年 3 月から 55 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月
② 昭和 50 年 7 月から 51 年 4 月まで
③ 昭和 51 年 7 月及び同年 8 月
④ 昭和 52 年 1 月から同年 5 月まで
⑤ 昭和 53 年 8 月
⑥ 昭和 54 年 3 月から 55 年 9 月まで

職場の先輩に勧められ、現在居住する市の支所に国民年金について相談に行ったところ、「これまで未納となっている国民年金保険料を遡って納めることができるので、納付してください。」と指導され、その窓口において申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。納付した時期、納付した金額の記憶は定かではないが、年金手帳に納付した期間を記載してもらっているにもかかわらず、未納となっているのは納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の住民票から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする市役所支所の管内に転入したのは、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の昭和 60 年 5 月であることが確認できる上、同市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を転入時より更に後の平成 4 年 9 月に行っていることが確認できる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料をまとめて遡及納付したと主張しているが、当該保険料を収納したとされる上記の市役所支所は、過年度保険料は取り扱っていなかった旨回答している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月及び同年12月

事業所を退職した昭和49年11月に市役所支所において国民年金の加入
手続を行い、金額は定かではないが、口座振替により申立期間の国民年金
保険料を納付したので、未納となっている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金資格取得・異動届書及び国民年金
被保険者名簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がその夫（当
時）と共に昭和52年7月27日に行った加入手続により、49年11月22日を
資格取得日として払い出されていることが確認でき、この加入時点では、申
立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は申立期間に係る国民年金の加入及び喪失手続に係る記憶が
曖昧である上、申立人が昭和49年11月に行った加入手続により年金手帳を
交付されたとする主張についても、所持する年金手帳に記載されている国民
年金手帳記号番号から、上記の52年7月に行った加入手続により交付された
ものであることが確認できるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払
い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、上記の市は、国民年金保険料の口座振替による収納の開始時期に
ついて、確認できる最も古い収納記録は昭和51年度第3期である旨回答して
おり、申立期間の保険料を口座振替により納付したとする申立人の主張には
不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資
料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわ
せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間及び53年1月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和53年1月から57年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、婚姻時に居住していたA市において納付書により1か月ごとに納付した。また、免除期間とされている申立期間②については、当時居住していたB市(C区)を転出する昭和58年12月に区役所の窓口において納付書を発行してもらい、ここから転居したD町(現在は、E市)にある郵便局において、夫(昭和58年*月死亡)が経営していた店の設備を売却した一時金により、59年1月に納付(追納)したはずである。申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫も未納となっている上、申立人の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)から、申立期間①後の昭和48年4月から51年6月までの国民年金保険料は婚姻時に居住していたA市から転出した先のB市において53年3月以降に追納又は過年度納付していることが確認でき、申立期間①の国民年金保険料をA市においてその前後の国民年金保険料と同様に1か月ごとに納付していたとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。
- 2 申立期間②について、申立人の主張するとおり、昭和58年12月に、夫が経営していた店の設備を売却した資金(約120万円)により、それまで免除を受けていた全ての期間の国民年金保険料を追納するための申出を行ったのであれば、申立期間②直後の57年4月から58年11月までの免除期間の国民年金保険料(10万9,280円)に係る納付書も一緒に発行されることとなるが、同期間の国民年金保険料は平成4年4月に納付(追納)されていることから、同期間の納付書は58年12月には発行されていないもの

と推認でき、申立人が同月に追納申出を行ったとは考え難い。その上、申立人が申立期間②当時に居住していたB市（C区）は、追納に係る納付書を発行していない旨回答しており、申立期間②の国民年金保険料の追納について同区役所に相談し、その場で追納に係る納付書を発行してもらったとする申立人の主張は事実と異なる。

一方、申立人に上記の申立期間②直後の期間に係る10万円を超える国民年金保険料を平成4年4月に納付（追納）した記憶がないことを踏まえると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料（納付した場合、17万8,200円）とその直後の期間の保険料の納付について混同しているものと考えるのが自然である。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、当該期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月

20歳になったときに、国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間の国民年金保険料については免除手続を行っていると思う。仮にその手続が間に合わなかったのであれば、国民年金保険料を納付したはずであり、未納のまま放置するようなことはしない。申立期間を申請免除又は国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人に係る国民年金の加入手続は、20歳に到達した直後の平成7年*月*日にその母親により行われていることが確認できるものの、オンライン記録から、申立人の平成7年度の国民年金保険料に係る免除申請は、加入手続から2か月後の同年10月30日に行われていることが確認できる。国民年金保険料の免除は、制度上、申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末月までの期間について承認できることから、申立人が上記の免除申請を行った時点では、申立期間について免除の承認を受けることはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、仮に申立期間について免除手続が間に合わなかったのであれば、国民年金保険料を納付したはずであると主張するものの、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付場所等）について具体的に記憶しておらず、これを行った可能性があるとするその母親も「当時の家計簿に息子の国民年金保険料を支払ったような記録は無い。平成7年9月以降の申請免除に係る国民年金保険料免除申請承認通知書は保管しているが、このほかに息子の国民年金に関する資料は残っていない。」と回答している。

さらに、申立人に係る申立期間の国民年金保険料が免除されていたこと又

は納付されていたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）は無く、これが免除されていた又は納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 30 日

A社から申立期間について賞与の支給を受けたが、支給された賞与の一部しか記録として反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録は、当初、3万3,000円であったものが、申立期間に係る政府の保険料の徴収権が時効により消滅した後に33万円に訂正されているが、訂正後の標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の3万3,000円とされている。

しかるに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、申立てに係る事業所において取締役であり給与計算及び社会保険事務を担当している申立人は、申立期間当時において賞与として33万円の支給を受け、これに見合う厚生年金保険料を賞与から控除した旨主張している。

しかしながら、申立人及び申立てに係る事業所からはその主張に係る給料支払明細書等の資料の提出はなく、申立期間当時の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 30 日

A社から申立期間について賞与の支給を受けたが、支給された賞与の一部しか記録として反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録は、当初、4万3,000円であったものが、申立期間に係る政府の保険料の徴収権が時効により消滅した後に43万円に訂正されているが、訂正後の標準賞与額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の4万3,000円とされている。

しかるに、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額の記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、申立てに係る事業所において取締役であり給与計算及び社会保険事務を担当している事業主（申立人）の妻は、申立期間当時において申立人が賞与として43万円の支給を受け、これに見合う厚生年金保険料を賞与から控除した旨供述している。

しかしながら、申立人及び申立てに係る事業所からはその供述に係る給料支払明細書等の資料の提出はなく、申立期間当時の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
② 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 6 月 1 日まで

所持している給与支給明細書から確認できるとおり、A社（現在は、B社）における報酬額はずっと 100 万円だったにもかかわらず、申立期間に係る標準報酬月額は低額な記録となっているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給与支給明細書から、平成 7 年 11 月、同年 12 月及び 8 年 4 月から同年 9 月までの期間は 59 万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることを確認できる上、オンライン記録から、申立人の申立てに係る事業所における標準報酬月額については、当初、7 年 11 月 1 日から 8 年 10 月 1 日までは 59 万円と記録されていたところ、同年 9 月 9 日付けで、遡及して 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間①当時、同事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、滞納処分票から、申立てに係る事業所が当時厚生年金保険料を滞納し、社会保険事務所（当時）から保険料納付を強く要請されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、社会保険事務については一切関与していなかった旨主張しているが、申立期間①当時の社会保険事務担当者は、申立人は、実質的にも申立てに係る事業所の経営者であり、申立人の許可なく社会保険事務所に届出を行うことはできなかつた旨回答している上、滞納処分票において、同担当者が社会保険事務所職員と平成 8 年 9 月 6 日に面談した際に、申立人と給与について相談している旨回答していることが確認できる。

以上のことから、申立てに係る事業所からの届出が行われていないにもかかわらず、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、

又は申立人の一切の関与も無しに、無断で標準報酬月額に係る記録の訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立てに係る事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間①における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は平成8年11月15日付けの随時改定により、同月1日以降59万円から50万円に引き下げられていることが確認できるところ、申立人が所持する給与支給明細書から、同年11月は56万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間②当時、同事業所の代表取締役であったことが確認できる上、上記社会保険事務担当者は、申立人の許可なく社会保険事務所に届出を行うことはできなかつた旨回答している。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。特例対象者であり事業主でもある申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間②については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 6 月 21 日まで

昭和 52 年 3 月に A 訓練校（現在は、B 訓練校）を卒業し、同校を通じて同年 4 月 1 日に C 社に就職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日が、同年 6 月 21 日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 訓練校は、申立人の訓練終了後の就職状況について、昭和 52 年 4 月 2 日に申立てに係る事業所に就職した記録がある旨回答しており、申立人は申立期間において同事業所に勤務していたことがわかる。

しかしながら、申立人は申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、また、申立てに係る事業所は既に事業を廃止し、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の厚生年金保険料の控除については確認することができない。

さらに、申立てに係る事業所の従業員（当時）からは、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる証言が得られない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 11 日から 46 年 3 月 1 日まで
昭和 43 年 5 月 11 日から 50 年 9 月 1 日まで A 社（現在は、B 社）で勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険に未加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、当時の資料等を保存していない上、当時を知る者もいないため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況等について確認することができない旨回答している。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を同事業所に紹介したとする同僚の記録は見当たらない上、厚生年金保険の被保険者資格を取得したのが申立人と同日（昭和 46 年 3 月 1 日）である元工場長は、昭和 40 年 4 月頃に同事業所（適用事業所となった日は昭和 42 年 1 月 1 日）に入社した旨回答しており、同事業所の事業主は、必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている 5 人のうち回答を得ることができた 3 人からは、申立人を知っているものの、申立期間中に申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことや厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の記録は無く、申立てに係る事業所における雇用保険の被保険者資格の取得日は昭和 49 年 4 月 1 日である。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 29 日から 47 年 7 月 7 日まで
A社に昭和 42 年から 47 年 7 月頃まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格を 45 年 3 月 29 日に喪失したこととなっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る事業所における雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間中の昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 1 月 31 日までの期間において、申立てに係る事業所とは別の事業所において雇用保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所の従業員（当時）からは、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことをうかがわせる証言が得られず、申立人が自身より後に退職したとして記憶している従業員 4 人のうち、厚生年金保険の被保険者記録を確認できた 3 人は、申立期間中の昭和 45 年 12 月から 46 年 8 月までの間に被保険者資格を喪失している。

加えて、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、また、申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は死亡しているため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 5 日から 34 年 2 月 7 日まで
私は、A社B工場で勤務していた時に病気で入院し、職場に復帰することなくそのまま会社を退職してしまったので、脱退手当金の請求の手続をしたことはなく、受け取った覚えもないため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたとする昭和 34 年 5 月 22 日の直前の同年 3 月 5 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）が裁定庁に回答したことを意味する「回答済 34 年 3 月 5 日」の印が押されている。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。